明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○文部科学省組織令の一部を改正する政令（三一四）　二
○不動産登記令等の一部を改正する政令（三一五）　三
○相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令（三一六）　五
○法人税法施行令の一部を改正する政令（三一七）　七
〔省　令〕
○法人税法施行規則の一部を改正する省令（財務四八）　七
〔告　示〕
○保険業法第二百七十二条の二十六第一項第三号及び第四号の規定により少額短期保険業者の業務の一部の停止を命じた件（金融庁五四）　七
○除籍が滅失した件（法務一八一）　七
○健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働三〇〇）　七
○令和五年産の茶に適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件（農林水産一四八六）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇一五～一〇一九）　八
○道路に関する件（関東地方整備局二七一～二七六）　九
○道路に関する件（中国地方整備局八六）　一〇
〔国会事項〕　一〇
〔人事異動〕
法務省　一〇
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一二
〔官庁報告〕
官庁事項
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　一二
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、国営十勝川左岸二期土地改良事業計画、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二第一項の届出、建設業の許可の取消処分関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一三
会社その他　一三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇文部科学省組織令の一部を改正する政令（政令第三一四号）（文部科学省）

1　高等教育局に置く大学振興課の名称を大学教育・入試課に変更し、同局に新たに参事官を置くとともに、大学における教育及び研究についての評価に関する事務、大学の設置廃止等の認可に関する事務等を同局に置く高等教育企画課から大学教育・入試課に移管することとした。（第四三条～第四五条まで関係）

2　高等教育局学生・留学生課の所掌する留学生に関する事務を新たに設置する参事官に移管するとともに、同課の名称を学生支援課に変更することとした。（第四八条及び第五〇条関係）

3　この政令は、令和四年一〇月一日から施行することとした。

◇不動産登記令等の一部を改正する政令（政令第三一五号）（法務省）

一　不動産登記令の一部改正関係（第一条関係）

1　不動産登記法第六九条の二の規定により買戻しの特約に関する登記の抹消を申請する場合には、登記原因を証する情報を提供することを要しないこととした。

2　不動産登記法第七〇条の二の規定により登記権利者が単独で先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消を申請するときは、被担保債権の弁済期を証する情報、共同して登記の抹消の申請をすべき法人の解散の日を証する情報及び同法第七〇条第二項に規定する方法により調査を行ってもなお共同して登記の抹消の申請をすべき法人の清算人の所在が判明しないことを証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないこととした。